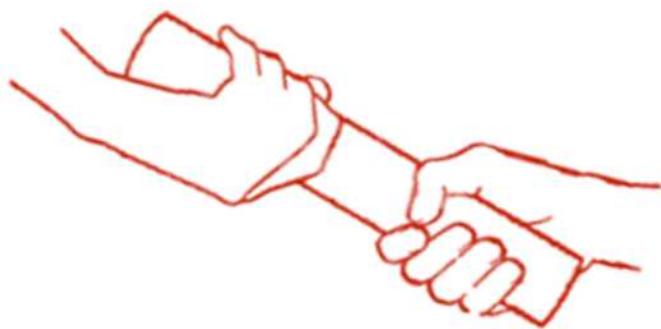


学校間連携ハンドブック

支援の必要な幼児児童生徒に対する
切れ目ない支援の充実を目指して



支援が必要な幼児児童生徒にとって、特に就学や進学時の移行期は、心身共に負担が大きくなることが考えられます。就学先、進学先の新たな学びの場でのスタートをスムーズに切るためには、それまでの支援を継続することが大切で、学校間における連携が必要となります。

このハンドブックには、各校種ごとの校内支援体制の例示、移行期における学校間連携のモデル、関係機関との連携、保護者への理解啓発など、支援の必要な幼児児童生徒に対して切れ目ない支援を充実するために必要な基本的な事柄を収めました。学校間の連携の充実を図り、支援が必要な幼児児童生徒への切れ目ない支援の充実を図っていきましょう。



令和3年3月
鹿児島県教育委員会

校内支援体制をチェックしてみましょう。

チーム学校で取り組むために・・・

番号	領域	チェック項目	はい	今後の課題		
1	校内支援体制	校(園)内委員会の役割を明確に設定しましたか。			「校内支援体制のモデル」参照	
2		校(園)内委員会で検討された支援等を全教職員が共通理解・実践し、評価・改善するなど、校(園)内委員会の機能化が図られていますか。				
3		校(園)内委員会の年間計画は、幼児児童生徒の実態把握と共通理解の下、対応方法の検討、就学支援、引継ぎまでを意図したものになっていますか。				
4		校(園)内委員会のメンバーは、柔軟に考えられていますか。				
5		特別支援教育コーディネーターの複数指名はしていますか。				
6		特別支援教育コーディネーターを中心とした自校(園)における特別支援教育推進のための役割分担は明確にしていますか。				
7		特別支援教育コーディネーターと担任等の連携はできていますか。				
8		特別支援教育コーディネーターとその役割等について、保護者等に周知を図っていますか。				
9		校内及び校区等の人的資源を整理し、学校でできる支援体制を明確にしていますか。				
10		学校全体で共通理解、共通対応できるように、研修の場を設定したり、支援の方向性を伝えるようにしていますか。				
11		幼児児童生徒の状態像について確認する時間を、学年会や係会等で定期的に設定していますか。				「実態把握の方法」参照
12		チェックリスト等を基にした実態把握の調査がなされていますか。				
13		関係機関との役割分担を明確にした個別の教育支援計画を作成し、関係機関との連携を意図していますか。				
14		支援の必要な幼児児童生徒に個別の指導計画を作成し、PDCAサイクルを基に、評価・改善していますか。				「学校間連携のモデル」参照
15		対象幼児児童生徒の指導・支援の経過や評価を、保護者と共有する場を計画的に設定していますか。				
16	引き継ぐ側と引き継がれる側がお互いの学校(園)を訪問し、情報交換を行う機会を意図的・計画的に設定していますか。					
17	引継ぎ	入学前の園や学校等から引継いだ支援内容を基に、学校でできる支援内容や方法を検討する場が設定されていますか。			「引継ぎのためのツール」参照	
18		幼児児童生徒について引き継いだ後も、定期的に入学前の園や学校と情報交換をする機会を設定していますか(進学後の連携)。				
19		移行支援シートや学校独自の引継ぎ資料など、何を使って引継ぎを行うかが明確になっていますか。				
20		引継ぎについて、誰を対象に、何を伝えるか(内容)を複数で検討する機会が設定されていますか。				
21	いつ、どんな方法(機会)で、誰が引継ぎを行うかが、明確になっていますか。			「関係機関との連携」参照		
22	連携	特別支援学校(盲・聾・養護学校)との連携(巡回相談)は行われていますか。				
23		地域の関係機関との連携は図られていますか。				
24		困ったときの相談窓口や関係機関を知っていますか。				
25	理解・啓発	保護者が相談できる機会や、幼児児童生徒の状態像を保護者と共有し、今後の支援方法や経過等を共通理解する機会を計画的に位置付けていますか。			「保護者の理解・啓発のための取組例」参照	
26		支援の必要性について、保護者の理解を得るために、計画的な理解・啓発の機会を設定していますか(PTA講演会や学校便り等)。				
27		学校と保護者が協働して、対象児童生徒の支援に当たっていますか。(役割分担)				
28	合理的配慮	合理的配慮の提供に関する学校(園)内の職員、保護者、地域への理解啓発は、進んでいますか。			「充実した合理的配慮の提供に向けて(リーフレット)」参照	
29		合理的配慮の提供に関する校(園)内での手続きが明確になっていますか。				
30		将来の生活や進学先の学校生活等を見据えて、幼児児童生徒の合理的配慮の提供を検討して、実施していますか。				
31		実践した指導・支援に基づいて、保護者に説明し、改善を図るようにしていますか。				「インクルDB」*参照

* インクルDB・・・国立特別支援教育総合研究所HP(<http://inclusive.nise.go.jp/>)に合理的配慮の提供に関するデータベースがあります。

1 校(園)内支援体制のモデル

(1) 校(園)内委員会の目的

実態把握と状態像の共通理解(引継ぎも含む) + 校(園)内支援体制の整備
 + 支援方法の検討 + 望ましい教育的対応の検討 + 学校(園)の実情に応じた必要な事項

(2) 校(園)内委員会のメンバー

校(園)長, 教頭(主任), 特別支援教育コーディネーター, 関係職員(特別支援教育担当, 特別支援学級担任等), 生徒指導(生活指導)担当, 保健指導担当, 養護教諭

専門家との連携という点では, 学校医やスクールカウンセラー等をメンバーに位置付け, 情報共有を図ることも有効です。

(3) 校(園)内委員会の年間スケジュール例

幼稚園・保育所等

月	園内委員会の内容	ミーティング	備考
4	第1回園内委員会 ・ 年間計画の検討 ・ 支援が必要な幼児に関する情報の実態把握 ・ 園の支援体制, 支援内容の確認	定期的なミーティングの実施 ・ 幼児降園後 ・ 午睡時など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態把握表の作成 ・ 保育担当者同士の情報連携 ・ 市町村保健福祉部局との連携 ・ 保護者への理解啓発資料作成
5~7			
8	第2回園内委員会 ・ 特別な支援の必要な幼児についての検討(発達検査等の必要性, 関係機関への紹介, 市町村の就学教育相談の必要性 など) ・ 支援の必要な幼児に関する情報の共通理解(支援経過報告, 児童発達支援事業所との連携計画 など) ・ 園の支援体制, 支援内容の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育担当者同士の情報連携 ・ 児童発達支援事業所訪問 ・ 幼・小連絡会 ・ 保育担当者同士の情報連携 ・ 市町村の就学教育相談準備 ・ 保護者との教育相談 ・ 就学に関する学習会
9~11			<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学教育相談
12	第3回園内委員会 ・ 支援の必要な幼児に関する情報の共通理解(支援経過報告, 個別の指導計画の評価など) ・ 就学に向けた検討(引継ぎ, 教育相談結果を受けた保護者の意向の確認など)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学教育相談後の保護者面談 ・ 就学時健康診断
1~2			<ul style="list-style-type: none"> ・ 引継ぎに向けた準備(移行支援シート等の記入・作成) ・ 小学校体験入学 ・ 特別支援学校入学者面接
3	第4回園内委員会 ・ 支援の必要な幼児に関する情報の共通理解(次年度入園児, 小学校等との連携など) ・ 今年度のまとめと次年度に向けた確認 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼・小連絡会 ・ 特別支援学校による保育参観・引継ぎ 	

小学校

月	校内委員会	備考
5	第1回校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内の支援体制の確認 ・ 支援が必要な児童について情報共有(新入生については、引継ぎ内容と現在の対応について) ・ 教育相談の進め方についての共通理解 ・ 検討を継続して行う児童の決定 ・ 対象児童の支援方法及び体制についての検討 ・ 市町村の就学教育相談を活用する児童の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学級担任による実態調査(チェックリストの実施) ・ 新入生共通理解 ・ 対象児童の保護者面談 ・ 個別の教育支援計画作成 ・ 個別の指導計画作成 ・ 対象児童の共通理解
6	第2回校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童の現状についての経過報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象児童の保護者との教育相談実施
7	第3回校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1学期の支援体制の反省 ・ 対象児童の現状についての経過報告 ・ 2学期の支援体制についての確認 ・ 幼・保等訪問の計画について ・ 中学校との引継ぎに関する計画について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画の1学期の評価 ・ 対象の児童の関係機関との連携計画作成(夏季休業中の連携)
9	第4回校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の就学教育相談に向けた共通理解及び必要書類作成 ・ 中学校へ引継ぎを行う児童の状態像についての共通理解(引き継ぐ内容、引き継ぐ方法等について確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画の目標設定(共通理解の会) ・ 保護者との教育相談(来年度の学びの場の確認や引継ぎについての確認等)→12月まで
10	第5回校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が必要な児童についての意見交換 ・ 支援方法や支援体制の検討 ・ 対象児童の現状についての経過報告 ・ 特別支援学級入級児童の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の実態調査実施(チェックリスト、アセスメントシート等の活用)
1	第6回校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2学期の反省と3学期の支援体制の確認 ・ 特別支援学級入級児童の確認 ・ 来年度の新入生に関する引継ぎ方法や共通理解の会についての確認 ・ 中学校との引継ぎについて(シート等の確認) ・ 校内における引継ぎに関する共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級へ入級する児童の体験入級や事前面談など ・ 特別支援学校等訪問 ・ 特別支援学級等の体験(新入生)や説明会
2	第7回校内委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度のまとめと来年度の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の年間評価 ・ 校内引継ぎ資料作成 ・ 個別ファイルの整理 ・ 保護者との教育相談

- 計画的に校内委員会を設定することで、継続した検討が可能となります。
- 校内委員会で全ての対象児童を検討するより、学年部の係が中心となって、毎週実施する学年会等で児童の変容等を継続して確認・検討していくなどの方法を設定しておくことが重要です。
- 幼・保等及び中学校等との具体的な連携については、「学校間連携のモデル」を参考にしてください。

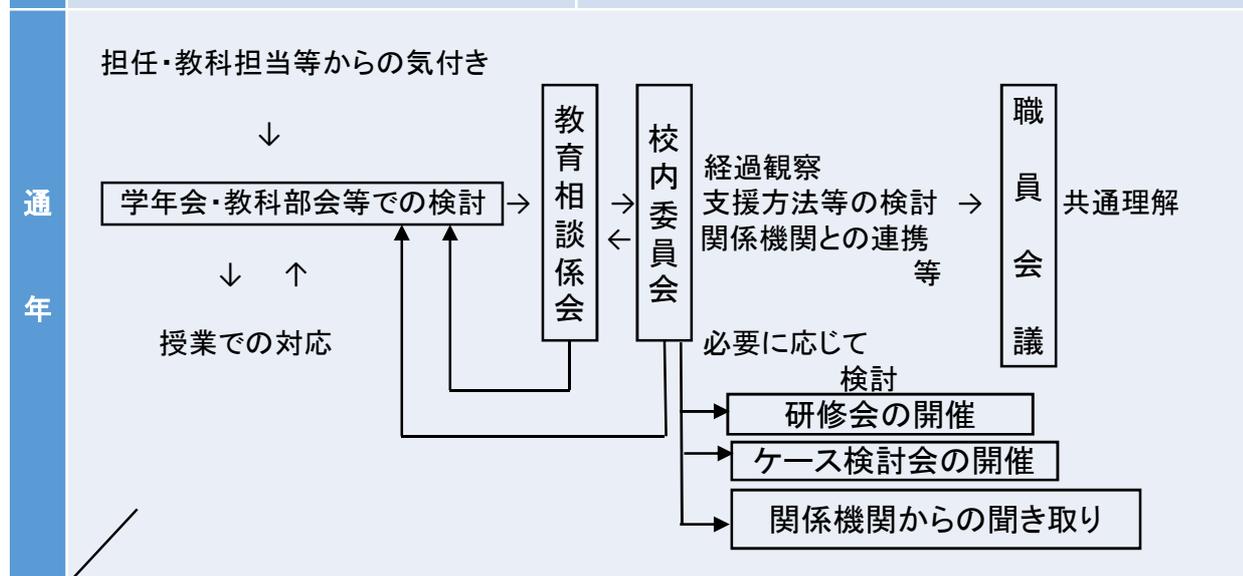
中学校

月	就学指導・特別支援教育推進委員会 支援コーディネーター連絡会	流れ	広報・理解啓発
4	支援コーディネーター連絡会① ・ 支援対象生徒の引継ぎ, 確認 【全体】 推進委員会① ・ 1年間の方針・重点課題の共通理解 ・ 支援対象生徒の引継ぎ, 確認	◆ 特別支援教育相談希望調査 ※ 家庭訪問で回収 ・ 生徒の学習・行動観察開始 ・ 個別の教育支援計画の作成 ・ 個別の指導計画の作成	学校便り 家庭訪問
5	支援コーディネーター連絡会② ・ 支援チームによるケース会議の検討 ・ 特別支援学級担当者打合せ会	・ 担任や教科担から出された気になる生徒についての学年職員による共通理解 ◆ 相談期間(5~6月)	PTA総会 学年・学級PTA
6	支援コーディネーター連絡会③ ・ 支援内容の検討, 巡回相談申請・活用 小中連携研修会	◆ 特別支援教育相談希望調査 ◆ 相談期間(夏休み) ☆ チェックリスト①(学年ごとに)	
7	支援コーディネーター連絡会④ ・ チェックリストの確認 【学年】 推進委員会② ・ 経過報告 支援コーディネーター連絡会⑤ ・ ケース会議日程調整	※ 随時 ・ 詳しい実態把握 ・ 経過観察 ・ 校内特別支援教育相談 ・ 巡回相談や専門機関の活用	学年・学級PTA
8	ケース会議 【全体】 推進委員会③ ・ ケース会議事例報告・2学期の支援	■ 小学校との連携 ・ 小学校の特別支援学級・通常の学級授業参観(小6児童) ・ 中学校特別支援学級体験入級(小6)	高校体験入学
9	支援コーディネーター連絡会⑥ ・ 支援時間割作成	・ 小学校保護者との面談 ※ 随時 ・ 特別支援学級体験入級, 入級手続き	学校便り
10	支援コーディネーター連絡会⑦ ・ 支援経過確認	・ 個別支援体験	
11	支援コーディネーター連絡会⑧ ・ チェックリスト確認	☆ チェックリスト②(学年ごとに) ■ 小学校との連携(引継ぎ書の依頼) ・ 新入生で支援を要する生徒の事前把握	
12	支援コーディネーター連絡会⑨ ・ 推進委員会④準備 ・ 経過報告 【学年】 推進委員会④ ・ 経過報告		学年・学級PTA
1	支援コーディネーター連絡会⑩ ・ 推進委員会⑤準備, 指導計画(1.2年) ・ 移行支援シート(3年)作成		
2	支援コーディネーター連絡会⑪ ・ 各学年特別支援教育支援員配置希望調査書類作成 校内就学支援委員会 【全体】 推進委員会⑤ ・ 1年間の報告・次年度へ向けて		中学校入学説明会 学校便り
3	支援コーディネーター連絡会⑫ ・ 引継ぎ業務最終確認	■ 小学校との引継ぎ会 ■ 進学先への引継ぎ(個別の支援ファイル送付)	

- 小学校と同様, 計画的に校内委員会を設定することで, 継続した検討が可能となります。
- 中学校では, 学校全体での取組とともに, 学年部の係が中心となって進めていくことが重要となります。このモデルでは, 学年コーディネーターにおいて学年部の取組を推進している点, コーディネーターの連絡会が継続して開かれて情報共有されている点, 理解啓発と併せて計画している点等が校内支援体制の推進につながっているポイントです。
- 中学校等と高等学校との具体的な連携については, 「学校間連携のモデル」を参考にしてください。

高等学校

月	校内委員会	係会等
4	校内委員会(適応対策委員会等) ・ 支援方法の検討 ・ 支援体制の確認	学年会 ・ 中学校との引継ぎ会及び中学校訪問時の資料による共通理解 教育相談係会 ・ 支援が必要な生徒について情報共有(新入生については、引継ぎ内容と現在の対応について) ・ 教育相談の進め方についての共通理解 ・ 学校適応に関するアンケート及び担任等による状況調査結果を基に継続して検討する生徒を決定 ・ 個別の教育支援計画の作成 ・ 個別の指導計画の作成 職員会議 ・ 状態像及び支援方法、支援体制の共通理解
5	校内委員会 ・ 対象生徒の経過についての経過報告、継続検討 ・ 対象生徒の掘り起こし	対象生徒との教育相談実施 学年会 教育相談係会
6	校内委員会 ・ 対象生徒の経過についての経過報告、継続検討	中・高連絡会 ・ 対象生徒に関する情報交換等 学年会 教育相談係会



- 高等学校では、中学校との環境や学習内容等の違い、これまで過ごしてきた学習・生活集団との違いにより、生徒によっては入学後に大きなストレスを感じる考えられます。
- 入学前にいかに生徒の情報を得て対応するかという点と、状況に応じて臨機応変に対応していくという点、卒業後にどうつなげていくかという点が非常に重要となります。
- 担任や教科担当等からの気づきを集約し、継続して検討し、学校全体で対応していく体制を整えていくためには、学年会や教育相談係会等の定期的な開催や継続検討ができるスケジュール等を立てておくことがポイントとなります。
- 係会等の充実と校内委員会等の連動が望まれます。

(4) 特別支援教育コーディネーターの役割

担任や幼児児童生徒への支援等，校内支援体制の推進役（校内委員会の機能化）

保護者・本人に対する相談窓口

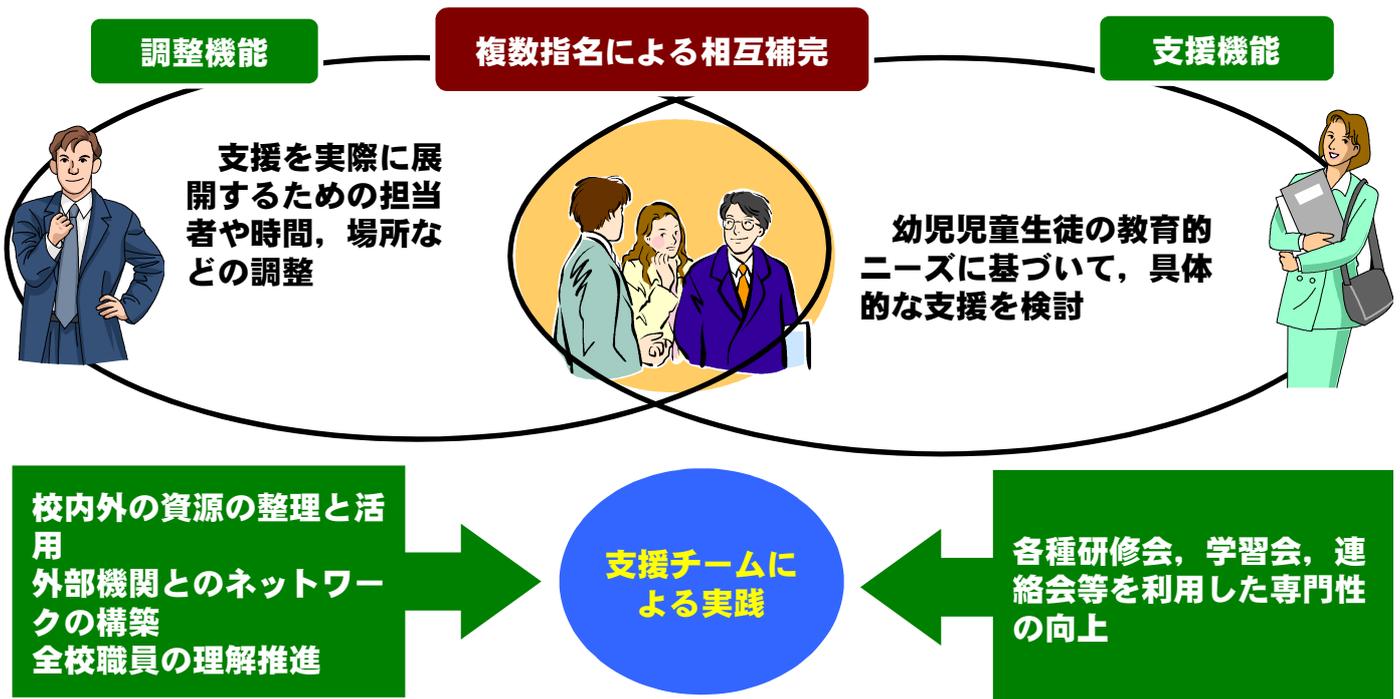
校内外の関係者，関係機関との連絡調整

巡回相談等，特別支援学校との連携

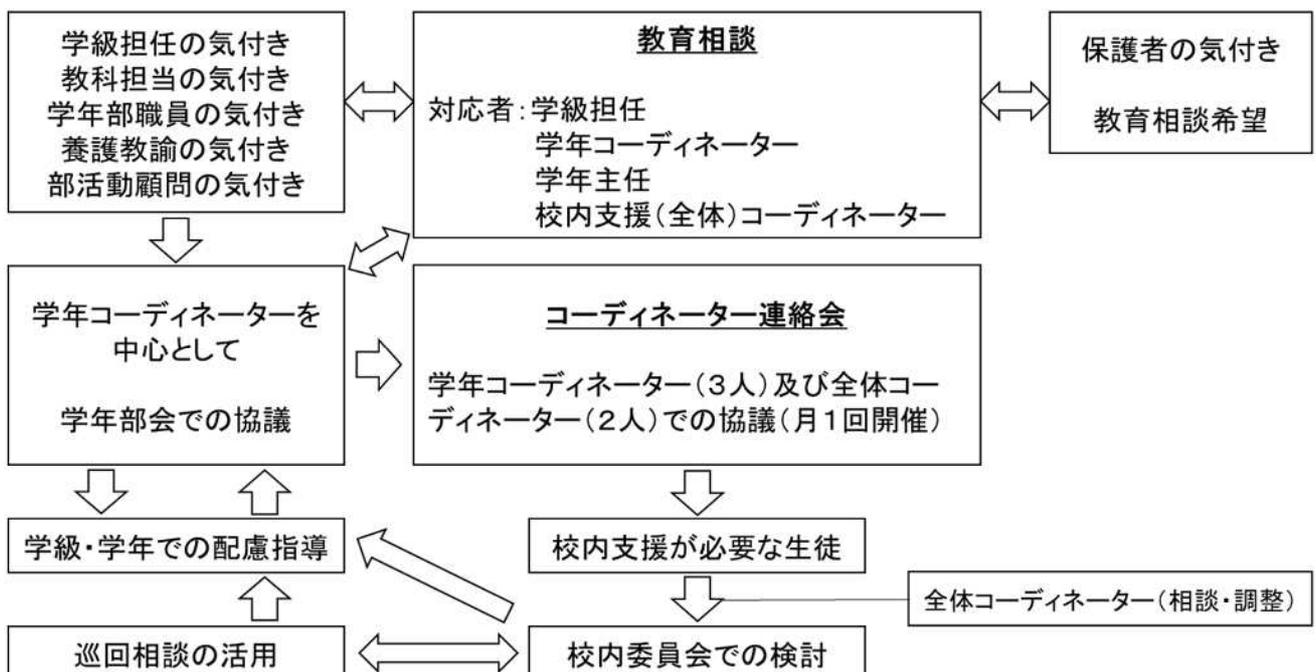


調整機能や支援機能が求められます。

(5) 特別支援教育コーディネーターの機能化



校内支援体制の機能化（A中学校の支援までの手順）



2 実態把握の方法

児童生徒の障害特性や認知特性に基づいた指導・支援を行うためにも的確な実態把握が求められます。

実態把握は、インフォーマルな方法とフォーマルな方法に分けられます。

インフォーマル

- 生活場面で実態把握。
- 複数の人数で実態把握を行うことで客観性を高めることが必要。
- 学校で取り組みやすい。
- 優先課題を設定するために有効。

- 保護者等からの聞き取り
 - ・ 生育歴
 - ・ 相談歴
 - ・ 既往歴
 - ・ 家庭生活の様子
 - ・ 本人の興味関心、得手・不得手
 - ・ 保護者(本人)の願い
 - ・ 合理的配慮の希望など
- 担任(授業者)等からの聞き取り
 - ・ 学習面や生活面の様子
 - ・ 必要な支援内容や方法など
- 関係機関からの聞き取り
 - <医療機関>
 - ・ 相談歴
 - ・ 既往歴
 - ・ 疾患や身体機能に関わる配慮点
 - ・ 服薬管理など
- <福祉機関>
 - ・ 利用時の様子
 - ・ 利用時の支援内容や方法など
- 学校生活場面における観察
 - ・ 授業準備・片付け、指示理解 など
 - ・ 身辺処理、対人関係、遊び など
- チェックリスト
 - ・ 県総合教育センター作成「LD,ADHD等気付きのためのチェックリスト」
 - ・ 「アセスメントシート」

フォーマル

- 心理検査等、標準化されたもの。
- 妥当性、信頼性が高い。
- 実施、分析には専門的知識、技能が必要。
- 複数の検査を組み合わせることで、知りたい情報を焦点化できる。
- 関係機関と連携する際には、共通の指標となりやすい。

- 心理検査
 - ・ 集団式知能検査
 - ・ ウェクスラー式知能検査(WISC-IV等)
 - ・ 田中ビネー式検査
 - ・ K-ABC, DN-CAS
 - ・ ITPA
 - ・ フロスティッグ視知覚検査
 - ・ S-M社会生活能力検査
 - ・ LDI-Rなど
- 学力検査
 - ・ NRT
 - ・ CRTなど

【注意点】

- ・ どのような情報を得るために、実態把握を行うのかを明確にすること
- ・ 検査等を行う際は、本人・保護者に了承を得ること
- ・ 実施後の本人・保護者への説明をどのように行うのかを決めておくこと

実態把握は、指導・支援の充実を図るために行うものです。個別の教育支援計画、個別の指導計画等に反映させることで、指導・支援だけでなく、引継ぎにも役立ちます。



3 学校間連携のモデル

移行期ごとの学校間連携のモデルを御紹介します。



1 幼稚園・保育所等 ⇔ 小学校等

こんな機会を設定している学校があります。

- 幼・保・小連絡会 5～6月(1回目)
- 夏季情報交換会(就学前関係機関) 特別支援学校主催の連絡会と兼ねる。
- 就学時健康診断(11月) 希望者個人面談
- 一日体験入学(2月) 希望者個人面談
- 幼・保・小連絡会 2月(2回目)
- 通級指導教室・特別支援学級見学(随時)
- 教育相談(随時)

就学前機関と小学校との連絡会
(内容)

- ・ 1年生の授業参観
 - ・ 現在の姿の情報交換
- ※ 引き継いで終わりにしない取組

小学校の職員が、小学校区の幼稚園・保育所・児童発達支援事業所を訪問し、保育参観及び情報交換を行います。入学までの幼稚園・保育所等と小学校との連携内容の確認にもなります。

就学前機関と小学校との連絡会
(内容)

- ・ 支援が必要な幼児についての引継ぎ
- ※ 入学に当たっての配慮事項や授業中に想定される心配等について情報交換します。

2 小学校等 ⇔ 中学校等

中学校へのスムーズな移行に向けて、小学校では特別支援学級在籍児童だけでなく、通常の学級の児童についても、引継ぎがあると安心できます。

スムーズな引継ぎにおいては、小学校での継続した支援等の検討があることが前提になります。

ある学校での取組を紹介します。

- 小・中連携研修会の特別支援教育分科会での協議、情報交換(5月)
- 中学校との連絡会(6月)
- 中学校との連絡会(2月)
- 新入生保護者と生徒との教育相談(3月)
- 特別支援学級見学(随時)
- 教育相談(随時)

中学校区を単位として開催。
(内容)

- ・ 授業参観
 - ・ 特別支援教育部会での協議
- ※ 授業参観を通して、お互いの校種の理解を促します。
- ※ 部会では、児童生徒の実態等や各学校での取組状況の情報交換及び共通実践事項の設定等を行います。

(内容)

- ・ 特別支援学級での体験学習の打合せ
- ・ 中学校の特別支援教育コーディネーターによる入学予定の本人及び保護者との教育相談の設定

(内容)

- ・ 支援が必要な生徒についての引継ぎ
- ・ 3月の教育相談の事前打合せ
→ 3月の教育相談に生かします。

3 中学校等 ⇔ 高等学校等

入学者選抜における合理的配慮の提供が必要な生徒については、中学校と高等学校とで入学者選抜前に情報連携を図ることが必要となります。

入学者選抜での合理的配慮の提供が必要な生徒については、合格が決まってからの引き継ぎとなるケースがほとんどです。

期間は短いですが、合格者集合から入学式までの間の引き継ぎが必要となりますので、中学校と高等学校双方が積極的な姿勢で取り組むことが重要なポイントとなります。

ある学校、地区での取組を紹介します。

- 合格者集合時の「引き継ぎ及び教育相談の希望アンケート」実施(3月)
- ○○地区中・高支援に関する引き継ぎ会(3月)
- 高等学校による中学校訪問(3月～4月)
- 新生保護者や生徒との教育相談(3月～4月)
- 中・高連絡会(6月)
- ○○地区中・高情報交換会(8月)
○○地区夏季研修会(8月)
- 高等学校体験入学(8月)

全ての合格者を対象に、中学校との引き継ぎや入学式前の高等学校との教育相談の希望するかについてアンケートを実施。

※ 学校によっては、「本校における合理的配慮の提供について」というプリントを配布し、説明した上で、本人・保護者が希望した場合、「合理的配慮提供書」による申し出を受け付けている高等学校もあります。

特別支援学校と高等学校が主催し、合格者集合時に希望のあった生徒について、中学校と高等学校が情報交換を行う場。

地区内の全ての中学校と高等学校の職員が参加します。引き継ぎが必要な生徒についての概要を把握することができます。

入学予定者の在籍する中学校を高等学校の職員が訪問し、具体的な状態像や支援方法等の確認、引き継ぎを行います。

※ 高等学校の生活で想定される課題を念頭に、具体的に協議していくことが大切です。

特別支援学校が主催して行っている会です。地区内の全ての中学校と高等学校が参加して、新1年生の高等学校での適応状況について、確認し合ったり、来年度希望している生徒やお互いの支援体制等についての情報交換を行ったりしています。

中学校から引き継ぎを受けて、うまくいかなかったケースはないんです。

高等学校の先生から聞いた言葉として…

トラブルがあったときに、生徒の特性等を事前に知っていて対応するのと、知らないまま対応するのでは、その後の生徒の適応状況は全然違うんです。

高等学校では、「入学前にいかに情報を集めて対応を考えるか」が大切なんです。

「連携が必要な機関とは、積極的につながろう」というのが学校のスタンスです。

環境が変わるので、いかに失敗させないかを大切に対応しています。

将来の生徒の幸せのために、必要な情報については、積極的に中学校から高等学校に引き継ぎましょう！！



4 学校間連携に係るQ&A



どのような幼児児童生徒について、引継ぎが必要と考えればよいですか？

以下の場合には、引継ぎが必要です。

- (1) 幼稚園・保育所等，小学校及び中学校並びに義務教育学校
 - 特別支援教育支援員による配慮や支援を受けている幼児児童生徒
 - 通常の学級において担任若しくは教科担任等の配慮や支援を受けている幼児児童生徒
- (2) 小学校及び中学校並びに義務教育学校
 - (1)の児童生徒に加えて，下記に該当する児童生徒については特に十分な引継ぎを行うこと。
 - 特別支援学級に在籍する児童生徒
 - 通級による指導を受けている児童生徒
 - 中学校又は高等学校の受検の際に，合理的配慮の提供を求め，実際に提供を受ける児童生徒



引継ぎの際，どのようなことに留意すればよいですか？

- 引継ぎを受けた場合は，以下のことに留意しましょう。
- 引継ぎについては，可能な限り入学までの間に行うこと。
 - 個別の教育支援計画及び移行支援シートを引継ぎ資料として用いる場合，保護者の了承を得ることが原則であることから，引継ぎに係る保護者への理解・啓発を計画的に行うこと。
 - 引継ぎを受けた全ての学校は，教職員の共通理解を確実にを行い，校内支援委員会等で支援内容・方法等について検討を行うとともに，個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し，指導及び支援の充実を図ること。
 - 高等学校においては，卒業後の進学先，就職先と連携を図り，移行支援シートや就職支援シート等を活用した引継ぎに努めること。
 - 特別支援学校においては，より一層の引継ぎに努めるとともに，特別支援学校のセンター的機能を発揮し，地域の学校間の連携を積極的に支援すること。



5 引継ぎのためのツール

個別の教育支援計画

個別の指導計画

- 支援を必要とする幼児児童生徒について、乳幼児時期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画を学校が中心となって作成。
- 作成に当たっては関係機関との連携が必要。
- 保護者の参画や意見等を聴くことも必要。

- 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を記載した指導計画。
- 「指導の記録」として確実に引き継ぐことが必要。

移行支援シート(県教委作成)

相談支援ファイル(市町村作成)

- 必要な情報をコンパクトにまとめ、就学・進学先へ引継ぎ、継続した支援が提供されるよう作成・活用するもの。
- 保護者が、細かい説明をしなくても、就学・進学後の児童生徒の支援についての必要な情報が伝わり、保護者も本人も安心して就学・進学することができる。

- 市町村によっては、生育歴や相談歴など、各ライフステージの支援等について、記入したり必要な情報をファイリングしたりすることができるファイルを作成している。
- (例)
鹿児島市「夢 すこやか ファイル」
西之表市「よろーてファイル」



県教委(ホームページからダウンロード可)
「移行支援シート」

鹿児島市
「夢 すこやか ファイル」
西之表市
「よろーてファイル」

就職支援シート(県教委作成)

「個別の教育支援計画」, 「個別の指導計画」, 「移行支援シート」等を活用しながら、確実に引き継ぐことが大切です。

就学・進学先では、引き継いだ情報を基に、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を新たに作成することになります。

- 支援が必要な生徒が、就職先でも継続して支援が受けられるよう、必要な支援内容等を就職先に伝えるためのもの。
- 生徒の自己理解を深めるための「自分の得意・不得意 気付きシート」, 自分の力を発揮できるように生徒自身が必要な支援をまとめる「サポートシート」と併せて活用できます。

どのような方法で、誰に引き継ぐかについて、事前に担当者間(特別支援教育コーディネーター等)で確認しておきましょう。



県教委(ホームページからダウンロード可)
「就職支援シート」

6 関係機関との連携

福祉

各種相談

県児童相談所

- ・ 療育手帳判定, 一時保護等
- ・ 0~17歳までの相談

- ・ 中央児童相談所 099-264-3003
- ・ 大隅児童相談所 0994-43-7011
- ・ 大島児童相談所 0997-53-7016

県知的障害者更生相談所

- ・ 療育手帳判定
- ・ 18歳以上の相談

099-264-3003

県こども総合療育センター

- ・ 0~17歳までの相談, 診療, 療育, 支援
- ※ 初診の際は, 市町村や療育関係機関や学校等の紹介票等が必要

099-265-0005

県発達障害者支援センター

- ・ 発達障害に関する相談及び専門的指導助言
- ・ 発達障害についての情報提供及び研修

099-264-3720

県精神保健センター

- ・ 精神保健福祉に関する相談
- ・ 精神障害者保健福祉手帳判定

099-218-4755

県高次脳機能障害者センター

- ・ 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援及び関係者への研修

099-228-9568

県障害福祉課

発達障害児者の支援に関する電話相談等

099-286-2744

基幹相談支援センター

- ・ 福祉サービスに関する相談
- ・ 短期入所の相談
- ・ 保育所等訪問支援の相談
- ・ 身体障害者手帳, 療育手帳の交付の相談等

各市町村福祉部局にお問い合わせください。

障害児者施設等

- ・ 児童発達支援事業
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 日中一時支援

などを行っている施設等と連携を図ることで, 児童生徒の生活全体を捉えた支援ができるようになります。お互いの「個別の支援計画」等を活用することで, 協働的に取り組むべき内容が明確になります。



6 関係機関との連携

教育

就学・入学前の機関

「個別の教育支援計画」や「移行支援シート」等を活用し、定期的に連携を図ることで、切れ目のない支援の充実につながります。「いつ」、「だれが」、「どのように」連携を図るのかを年間の計画に位置付けておきましょう。

教育行政

各市町村教育委員会

- ・ 特別支援教育全般に関する相談、指導助言
- ・ 就学相談等

各市町村役場にお問合せください。

県総合教育センター 特別支援教育研修課

- ・ 特別支援教育全般に関する相談、指導助言

099-294-2820

県教育庁義務教育課 特別支援教育室

- ・ 特別支援教育全般に関する相談、指導助言

099-286-5296

<全体>

- ※ 児童生徒の学校生活に関する相談、指導・支援に関する相談
- ※ 校内体制づくりに関する相談

特別支援学校

特別支援学校では、特別支援学校のセンター的機能の一つとして巡回相談を実施しています。依頼があった幼稚園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校を訪問し、児童生徒及び教職員の支援を行います。電話やメールでの相談も可能です。

- ※ 幼児児童生徒の学校生活に関する相談
- ※ 幼児児童生徒の指導・支援に関する相談
- ※ 校内体制づくりに関する相談 など

大学等

幼児児童生徒の中には大学等に設置されている相談センター等を利用している場合があります。

連携を図ることで、指導及び支援の充実につながります。

6 関係機関との連携

医療

医療的ケアが必要な幼児児童生徒や慢性疾患のある幼児児童生徒の場合、日常的なケアや配慮及び緊急時の対応について、主治医や学校医と情報共有しておくことが大切です。情報共有したことは、「個別の教育支援計画」や「移行支援シート」に記載しておくことで、就学・進学先でも安心安全な学校生活を送ることができます。

就職等

公共職業安定所 (ハローワーク)

就職の相談、職業訓練、職業紹介等

- ※ 福祉的就労の場合は、各市町村の障害福祉課、各事業所、相談事業所等に問い合わせてください。
- ※ 特別支援学校に相談することもできます。

ハローワークかごしま(鹿児島市, 鹿児島郡)	099-250-6060
ハローワーク指宿(指宿市, 南九州市のうち顛娃町)	0993-22-4135
ハローワーク川内(薩摩川内市)	0996-22-8609
ハローワーク宮之城(薩摩郡)	0996-53-0153
ハローワークかのや((鹿屋市, 垂水市, 肝属郡)	0994-42-4135
ハローワーク国分(霧島市, 始良市)	0995-45-5311
ハローワーク加世田(南さつま市, 枕崎市, 南九州市知覧町及び川辺町)	0993-53-5111
ハローワーク伊集院(日置市, いちき串木野市)	099-273-3161
ハローワーク大隅(曾於市, 志布志市, 曾於郡)	099-482-1265
ハローワーク出水(出水市, 阿久根市, 出水郡)	0996-62-0685
ハローワーク大口(伊佐市, 始良郡)	0995-22-8609
ハローワーク熊毛(西之表市, 熊毛郡)	0997-22-1318
ハローワーク名瀬(奄美市, 大島郡のうち瀬戸内町, 大和村, 宇検村, 龍郷町, 喜界町, 和泊町, 知名町, 与論町)	0997-52-4611
ハローワーク徳之島(大島郡のうち徳之島町, 天城町, 伊仙町)	0997-82-1438

<ヤングハローワーク>

就職活動を支援する若者専門の窓口

- ・ 中学, 高校, 大学等の在学生及び既卒3年以内の方
- ・ おおむね35歳未満(35歳~40歳代前半の不安定就労の方)

障害者就業・生活支援センター

- ・ 就業・生活に関する支援
- ・ 職業自立支援
- ・ 事業所等への支援

地域障害者職業センター

- ・ 就職や職場定着等の相談
- ・ 「職業相談・職業評価」, 「職業準備支援」, 「職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援」などのサービスを実施

099-257-9240

かごしま(鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村)	099-248-9461
なんさつ(南九州市, 南さつま市, 枕崎市, 指宿市)	0993-58-7020
ほくさつ(薩摩川内市, 阿久根市, 出水市, さつま町, 長島町)	0996-29-5022
あいらいさ(霧島市, 始良市, 伊佐市, 湧水町)	0995-57-5678
おおすみ(鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 東串良町, 肝付町, 大隅町)	0994-35-0811
くまげ(西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町)	0997-27-0211
あまみ(奄美市, 龍郷町, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町)	0997-69-3673

7 保護者への理解啓発の取組例

保護者の理解啓発を図るためには、以下の二つのことを学校（園）で取り組むことが求められます。

- 全ての保護者の理解啓発を図ること
- 支援が必要な児童生徒の保護者への理解啓発を図ること

全ての保護者の理解啓発を図る取組例

A小学校の取組

4月

【PTA総会】



校長

- 特別支援教育について概要説明
- 特別支援教育コーディネーターの説明

- 自校における特別支援教育の取組
- 合理的配慮の提供について
- 相談体制等について



特別支援教育コーディネーター



「特別支援教育コーディネーターとは？」、「特別支援教育コーディネーターはどの先生？」といった言葉を保護者からよく聞きます。A小学校では、新学期始まってすぐのPTA総会で特別支援教育に関する説明が行われています。また、「合理的配慮の提供」についても説明がなされていることもポイントです。

「コーディネーター通信」の発行



特別支援教育に関すること、発達障害に関する情報、自校の支援体制などについて月1回のペースで「コーディネーター通信」を発行しました。「コーディネーター通信」を読み、教育相談を希望する保護者が増えました。具体的な支援につながったケースも多くありました。

特別支援教育コーディネーター

発達障害に関する情報を積極的に発信することで、保護者の気付きや発達障害への理解が深められた例です。ポイントは、自校の支援体制を紹介していることです。保護者にどのような支援をどのような体制で行ってもらえるのかを伝えることで、保護者の安心につながります。教育相談を希望する保護者が増えたことも納得です。



支援が必要な児童生徒の保護者への理解啓発を図る取組例

「支援が必要なことを保護者にどう伝えればいいのか、、、。」

よく相談されることです。B中学校では、

- 効果的な支援の事実を積み上げて保護者に伝えること
- 客観的なデータに基づいて保護者に伝えること
- 外部資源を活用すること

の三つを踏まえた取組で保護者への理解啓発を図っています。

B中学校の取組

効果的な支援の事実を積み上げて保護者に伝えること

B中学校では、まず学年部で支援が必要と思われる生徒を確認し、校内委員会で支援内容や方法について確認しています。校内委員会で、話し合われた支援内容や方法は、全教職員で共通理解し、共通実践することを大切にしています。

支援が必要な生徒がいれば、必要な支援を行うことが大切です。

効果的だった支援方法を積み上げ、事実を基に支援の有効性について保護者に伝えるようにしています。



特別支援教育コーディネーター



「支援が必要な生徒がいれば、必要な支援を行う」ことは、教育的関わりの基本です。そのことを全ての教職員が共通理解し、同じ方針の下で共通実践する姿勢が素晴らしいですね。

保護者にとっても、「できないから支援が必要」というより「こうすればできるんだ」といった支援を受けることの有効性が感じられることで、保護者も支援を受けることについて前向きな気持ちになるのではないのでしょうか。

客観的なデータに基づいて保護者に伝えること

学校で実施している「集団式知能検査」結果を分析し、その生徒が得意とする学習方法等について説明し、その中で必要と考えられる支援方法について提案するようにしています。

集団式知能検査の結果から、支援が必要と考えられる生徒については、保護者の了解を得て、WISC等の個別式知能検査を実施しています。結果については、保護者に確実に伝えるようにしています。



特別支援教育コーディネーター



「客観的なデータ」であることに大きな意味があります。数値等とふだんの学習場面や生活場面の生徒の姿を重ね合わせて丁寧に説明することが大切です。

外部資源を活用すること



特別支援学校の巡回相談員やスクールカウンセラーに教育相談をお願いする場合があります。外部からの視点で話をしてもらうことで、保護者の理解啓発が図られるケースが多くありました。

内部資源と外部資源を組み合わせることで、保護者への理解啓発がより深まりますね。



8 学校間連携のためのパッケージ



県教育委員会で作成したリーフレットやシートを学校間連携パッケージとして整理しました。目的に応じて活用してください。

① 特別支援が必要な児童生徒の引継ぎの充実に向けて

② 充実した合理的配慮の提供に向けて

③ 中学校の支援を引き継ぐ安心で充実した学校生活のために

④ 特別支援が必要な児童生徒の引継ぎの充実に向けて (H30.3)

② 充実した合理的配慮の提供に向けて (H31.3)

③ 中学校の支援を引き継ぐ安心で充実した学校生活のために (H31.3)

④ 高等学校における支援が必要な生徒の就職支援の充実に向けて (R2.3)

⑤ 学校間連携の充実のために (R3.3)

⑤ 学校間連携の充実のための切れ目ない支援体制構築のために

学校間連携の推進
～切れ目ない支援体制構築のために～

令和元年 7月
鹿児島県教育庁 義務教育課

特別支援教育コーディネーター、管理職向け
(地区研修等)

学校間連携の充実を図るための15分研修

令和元年 7月
鹿児島県教育庁 義務教育課

教員等向け
(校内研修等)

学校間連携ハンドブック

支援が必要な幼児児童生徒に対する切れ目ない支援の充実を目指して

令和3年3月
鹿児島県教育委員会

学校間連携ハンドブック (R3.3)

理解啓発ツール

理解啓発

研修の充実

連携ツール

組織の機能化

組織間の連携

移行支援シート

就職支援シート等

切れ目ない支援の充実

こちらのQRコードから、県教育委員会が作成した特別支援教育に関する資料等をダウンロードできます。



発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業)

令和3年3月発行



鹿児島県教育委員会
(義務教育課特別支援教育室)